

新 市 建 設 計 画

柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会

令和元年●月変更 丹 波 市

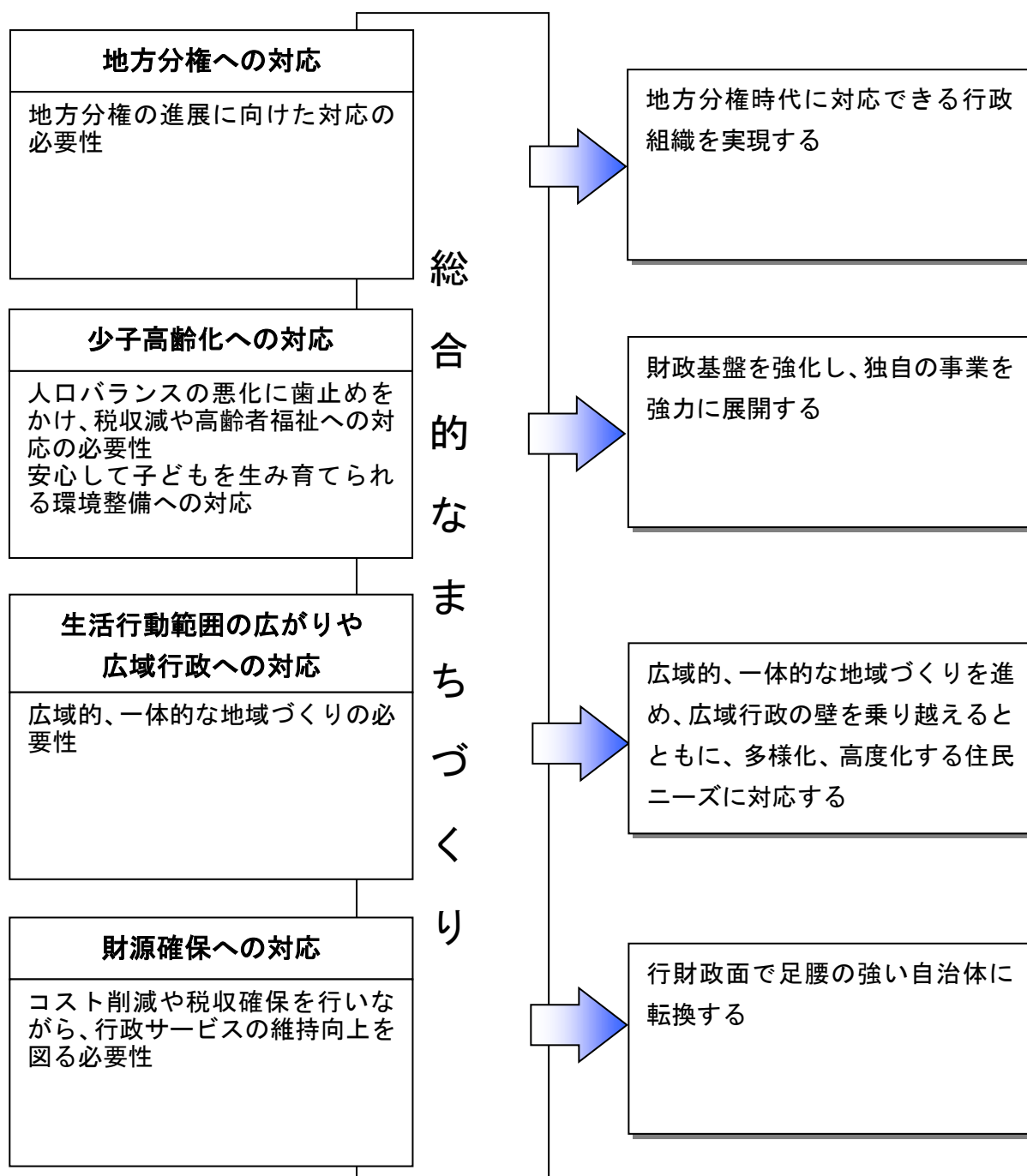
目 次

序論	1
(1)合併の必要性	1
(2)計画策定の方針	7
第1章 新市の概況	8
(1)新市の位置・地勢等	8
(2)人口、産業	9
(3)関連計画等における位置づけ	11
(4)まちづくりの主要課題	12
第2章 主要指標の見通し	15
(1)人口	15
(2)世帯数	16
第3章 新市建設の基本方針	17
(1)新市の将来像	17
(2)新市建設の基本方針(目標)	19
(3)新市の将来都市構造	21
第4章 新市の施策	23
(1)地域が連携して支える健康・福祉のまちづくり	24
(2)明日を拓く豊かな心と創造力をはぐくむ教育文化のまちづくり	26
(3)快適な暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくり	29
(4)豊かな自然環境と歴史・文化を生かす環境共生のまちづくり	32
(5)様々な産業が育つ創造力あふれるまちづくり	34
(6)市民が主体となった連携・交流のまちづくり	37
第5章 公共的施設の整備と適正配置	40
第6章 財政計画	41

序論

(1) 合併の必要性

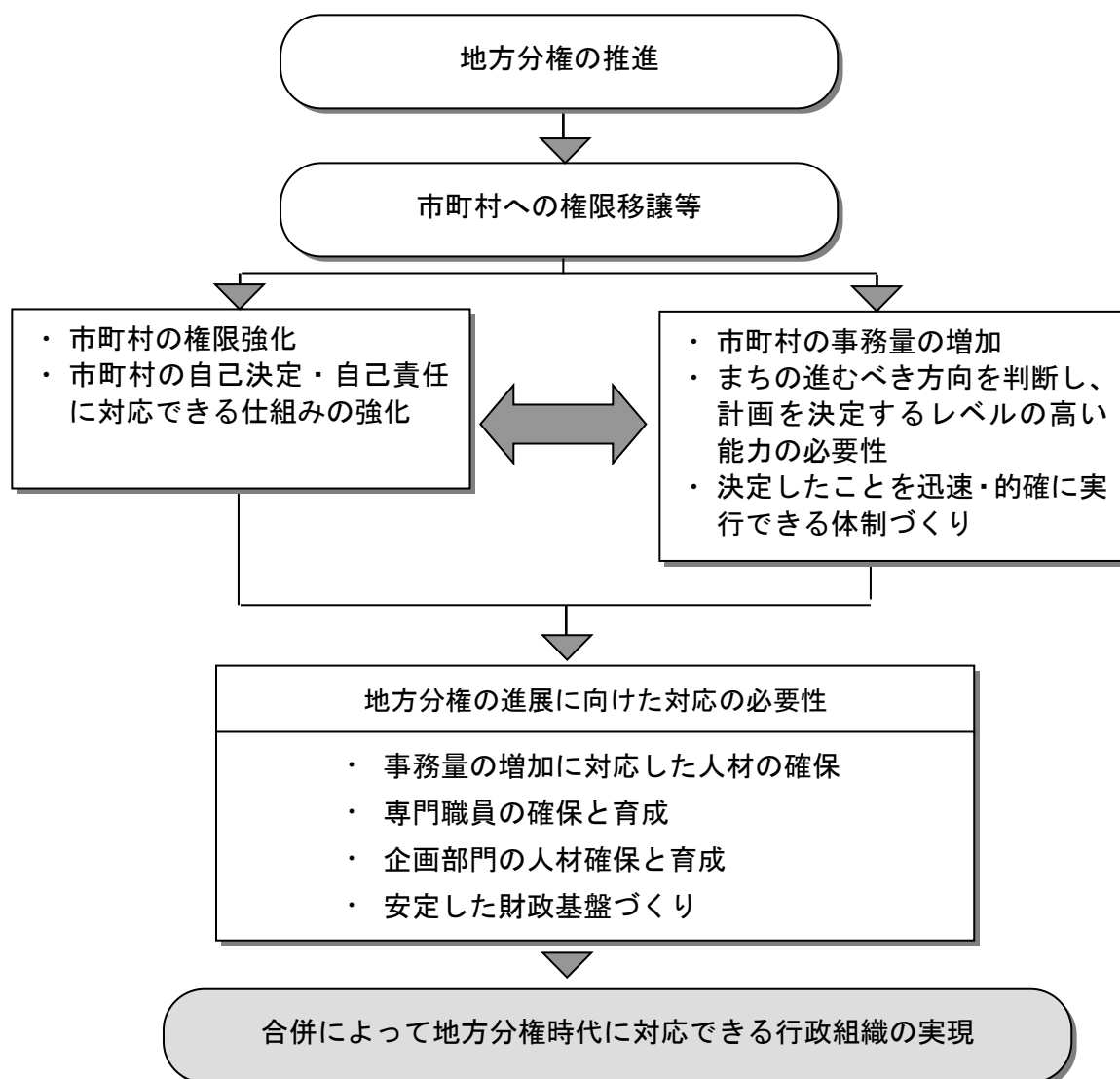
氷上郡6町においては、合併後の新市のまちづくりの基本的な指針として位置づけられる本計画策定に至るまで、氷上郡6町が合併した場合の将来構想（まちづくりビジョン）の策定やそれに係わる2回にわたる住民意識調査の実施、住民説明会や公開セミナーの開催などを行い、多くの住民から氷上郡6町における合併問題について、意見をうかがう機会を設けてきました。そうした取り組みを踏まえるとともに合併協議会等において積み重ねた多くの議論を集約し、氷上郡6町の合併の必要性について、以下の4つの視点から示します。



①地方分権への対応からみた合併の必要性
～地方分権の進展に向けた受け皿づくりの必要性～

地方分権とは、自治体の自主性、自立性を尊重し、地域住民の自己決定権を拡充していくことといえます。しかしながら、権限移譲が進展する一方で、町の能力の違いが、地域の行政サービスの差や活力などに直接的に影響することが予想されます。

合併によって、地方分権の進展に向けた受け皿づくりを進めるなど、地方分権時代に対応できる行政組織の実現が求められています。



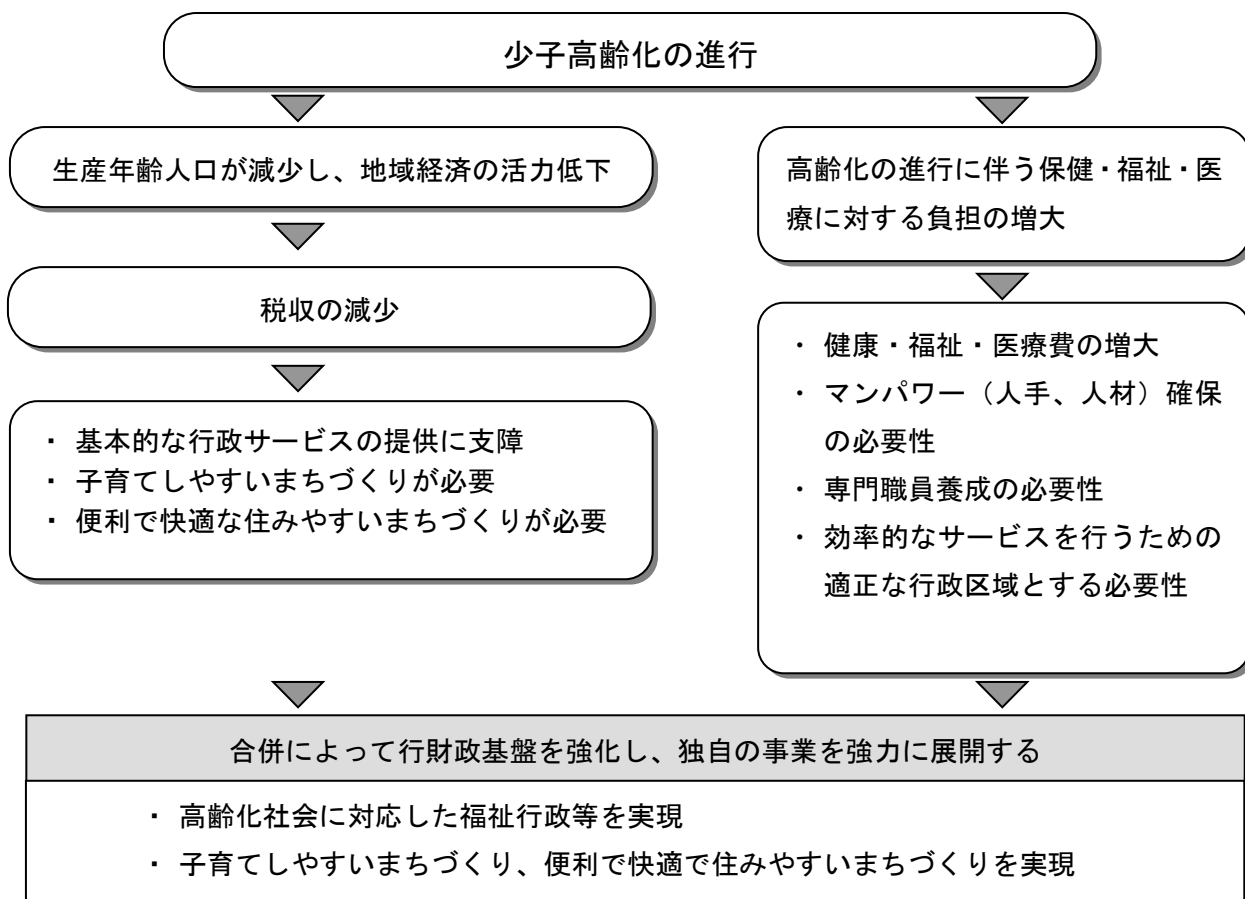
②少子高齢化への対応からみた合併の必要性

～人口バランスの悪化に歯止めをかけ、税収減や高齢者福祉への対応の必要性～
～安心して子どもを生み育てられる環境整備への対応～

氷上郡6町では、県全体と比較して高齢化が進行している上、将来的には、65歳以上の老年人口が住民の約3分の1を占めることが予測されており、今後、福祉・保健・医療需要の増大が見込まれます。

そうしたなか、高齢社会に向けて良質な福祉サービスの提供を実現するため、合併によってスケールメリットを生かし、人的にも財政的にも充実しておくことがより一層必要となることが予想されます。

また、生産年齢人口の減少を食い止めるためには、利便性が高く快適で住みやすいまちづくり、子育てしやすいまちづくりなどが重要となり、合併することによって、独自の事業を強力に展開できるような行財政基盤を強化することが必要です。



③生活行動範囲の広がりや広域行政への対応からみた合併の必要性 ～広域的、一体的な地域づくりの必要性～

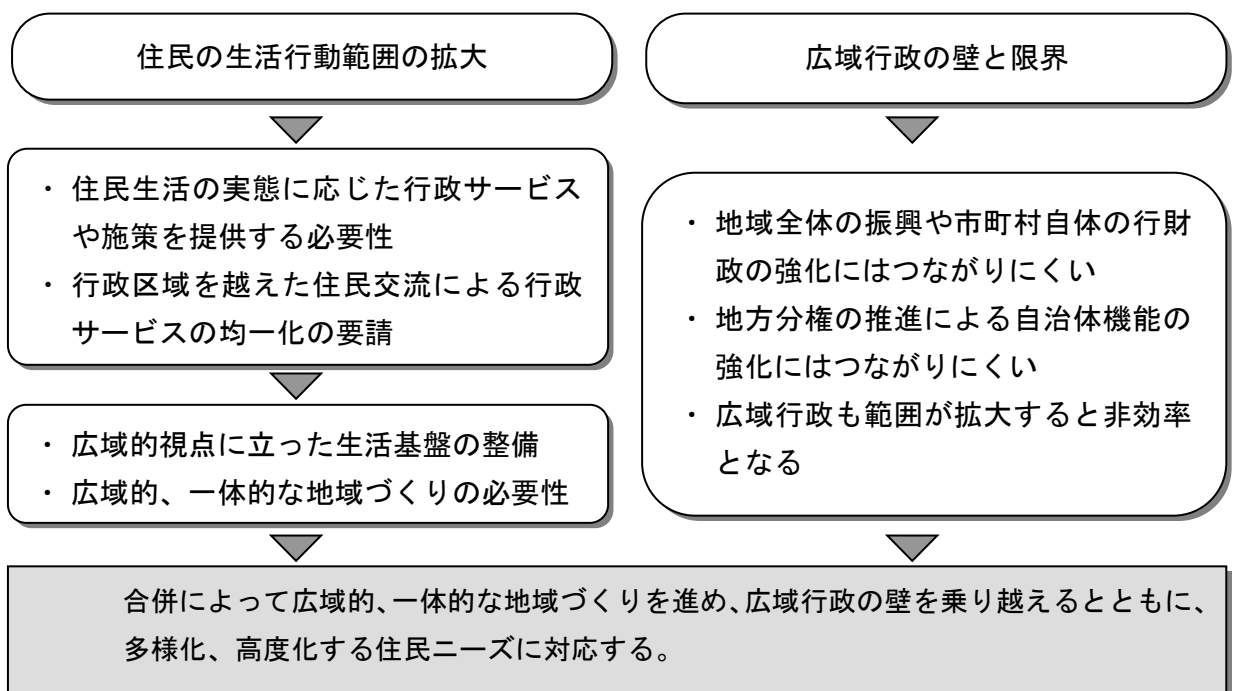
○生活行動範囲の広がり

氷上郡 6 町の住民の生活行動範囲は、日常的に町の境界を越え氷上郡のみならず、周辺他市町にまで拡大しています。例えば、「住んでいる町だけでなく、職場のある町でも行政サービスを受けたい」「隣の町と同じようなサービスを同じ費用で受けたい」、「他町の公共施設を自由に利用したい」などの要望に答えていく必要があります。

○広域行政への対応

一部事務組合や広域連合はいずれも、共同化することによって効率的な事務処理ができるようになりますが、地域全体の振興や市町村自体の行財政を強化するものではありません。地方分権が進み、まち自体の能力を高めていかなければならない状況では十分な効果を期待することができない状況です。

さらに、共同処理する事務の性格は、特殊性、困難性を増してきており、機動的で柔軟な対応や地域全体の活性化を見通した判断が求められてくると考えられます。

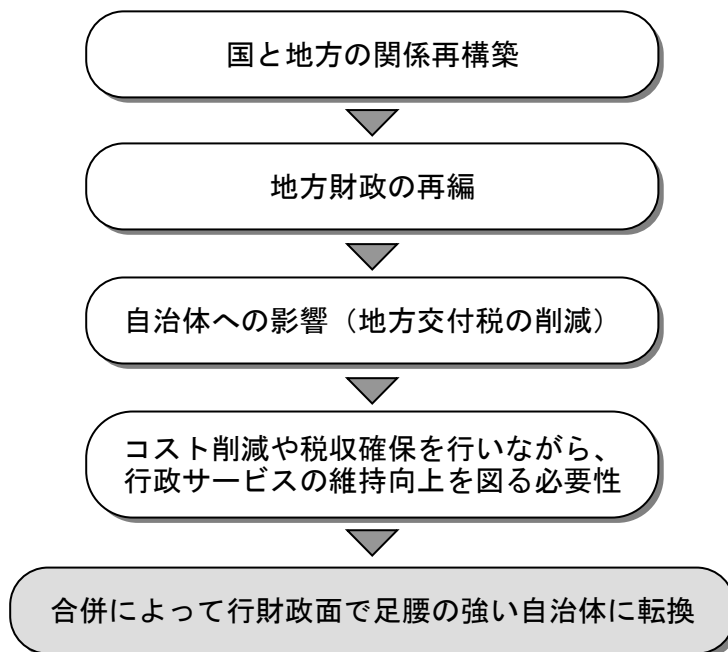


④財源確保への対応からみた合併の必要性

～コスト削減や税収確保を行いながら、行政サービスの維持向上を図る必要性～

氷上郡6町においては、普通交付税を含む国や県への依存財源は約 66.7%もありますが、地方税をはじめとする自主財源はわずか 33.3%程度でしかなく、財源の多くを国や県に頼っている状況にあります。（平成 12 年度実績）

国の財政も逼迫する中、地方交付税制度の見直しが進められており、交付税に多くを依存する地方自治体は、死活問題になるところも多くあります。このような状況を踏まえると、合併により行財政コストを削減し、多様な施策展開を行いながら、行政サービスの維持向上を図ることがより一層必要になってきています。

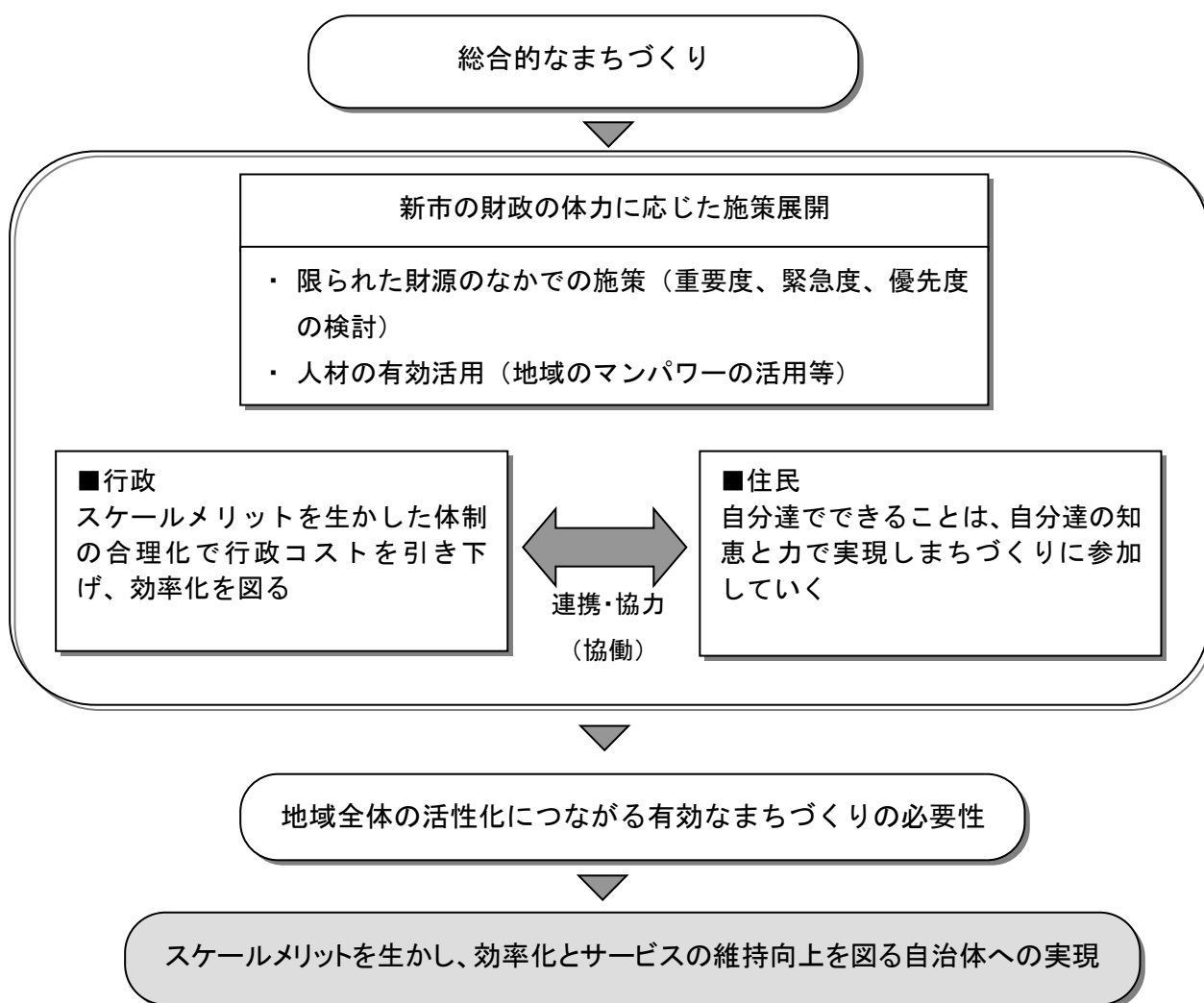


⑤総合的なまちづくり

～スケールメリットを生かし、効率化とサービスの維持向上を図る自治体への実現に向けて～

先の①～④の観点で示したように、行財政の効率化や基盤強化による行政サービスの維持向上を図ることは氷上郡6町における合併の主たる効果と位置づけられます。ここでは、そうしたことを踏まえ、合併によって期待される行財政面での基盤強化に向けて、その目指すべき方向性について示します。

氷上郡6町においては、合併したとしても非常に厳しい財政状況に変わりはない状況です。そのため、行政はよりスケールメリットを生かし、効率化を図る一方、住民は自主的・主体的な地域づくりへ取り組むなど、より一層、行政と住民の協働によるまちづくりが求められます。そうしたなかで、行政・住民ともに新市の財政の体力を考え、安易な投資をすることなく、地域全体の活性化につながる有効なまちづくりを進めていくことが必要です。



(2) 計画策定の方針

①計画の趣旨

本計画は、柏原町、氷上町、青垣町、春日町、山南町、市島町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定め、これに基づいて策定されるものであり、この計画を実現することにより、6町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図ろうとするものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的内容については、本計画に基づき、新市において作成する基本構想、基本計画、実施計画等に委ねるものとします。

②計画の構成

本計画は新市を建設していくための基本方針とそれを実現するための主要事業、公共的施設の整備と適正配置及び財政計画を中心として構成します。

③計画の期間

本計画における主要事業、公共的施設の整備と適正配置及び財政計画は、合併後、概ね20年程度の期間について定めるものとします。

④その他

新市の基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとします。

公共的施設の整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら逐次実施していくものとします。

財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとします。

第1章 新市の概況

(1) 新市の位置・地勢等

① 位置・地勢、気候

新市は、兵庫県の内陸部に位置し、篠山市、朝来郡、多可郡及び京都府と隣接しています。県都神戸市及び大阪からJRや自動車ではほぼ1時間30分～2時間圏域であり、新市内の南部地域は阪神都市圏との係わりが比較的深く、一方、新市内の北部地域は隣接する京都府等との係わりが比較的強くなっています。

地形は、中国山地の東端にあり、平均高度600m前後のやや急斜面をもった山々によって形づくられた中山間地域となっています。また、その山々の接点を縫うようにして二大河川の源流としています。一つは、瀬戸内海へ注ぐ加古川とその上流支川であり、もう一つは、日本海へ注ぐ由良川の上流支川となっています。それら山と河川によって形づくられた平野部が樹枝上に連なりながら小盆地集団を構成し、それぞれに特徴をもった集落を発展させています。特に、石生の「水分れ」は、海拔95.51mに位置し、加古川と由良川の両水系を分ける日本一低い中央分水界となっています。

気候は内陸盆地型に属し、平成12年において、年平均気温は14.5℃、年間降水量は1,364mmとなっています。また、秋から冬にかけて発生する丹波地域の山々をつつむ朝霧・夕霧は、豊かな自然環境に一層の深みと神秘さを醸し出しています。

②面積

新市は、493.28km²の面積を有しており、県土の約5.9%を占めることになります。地目別にみると、田、畑が約13%、山林・牧場・原野が約30%、宅地は約3%となっています。

(2) 人口、産業

①人口・世帯

平成 12 年の国勢調査によると、本地域の総人口は 72,862 人で、近年では減少傾向にあります。世帯数は平成 12 年の国勢調査では 21,769 世帯で、年々増加傾向にあり、1 世帯あたりの人口は減少傾向にあります。

また、高齢化率（65 歳以上の高齢者が人口に占める割合）は平成 12 年の国勢調査によると 24.7%であり、兵庫県平均の 16.9%、全国平均の 17.3%と比較すると、早いペースで高齢化が進行しています。

年齢 3 区分別人口・世帯数の推移（国勢調査）

単位：人、世帯

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
総人口	72,982	74,103	73,659	73,988	72,862
年少人口 (0～14歳)	15,384 21.1%	15,528 21.0%	14,114 19.2%	12,929 17.5%	11,696 16.1%
生産年齢人口 (15～64歳)	46,411 63.6%	46,322 62.5%	45,539 61.8%	44,833 60.6%	43,162 59.2%
老年人口 (65歳以上)	11,187 15.3%	12,253 16.5%	13,969 19.0%	16,222 21.9%	17,979 24.7%
世帯数	18,671	19,213	19,739	21,033	21,769
1世帯あたり人員	3.91	3.86	3.73	3.52	3.35

※総人口には年齢不詳が含まれているため、年齢 3 区分の合計とは合致しない場合があります。

(注) %は総人口に占める割合

②産業

国勢調査（平成 12 年）によると、本地域の就業人口割合は、第 3 次産業が 50.3%で、最も高くなっています。また、第 1 次産業は 8.5%、第 2 次産業は 40.5%といずれも兵庫県平均（第 1 次 2.5%、第 2 次 30.4%）を上回っています。昭和 60 年から平成 12 年にかけての推移をみると、第 1 次産業は減少傾向、第 2 次産業はほぼ横ばい、第 3 次産業は増加傾向にあります。

農業については、本地域の特産物として黒豆や松茸などの生産で広く知られているほか、小豆、菊、花卉、薬草などが生産されています。また、産地直売を通じた生産者と消費者の交流、グリーンツーリズムといった地域内外の人々との交流や農山村の活性化を目指す動きも増えています。また最近、健康や安全への関心の高まりに応える有機農業が推進されるなど、消費者ニーズの拡大に備えた付加価値を高める新たな戦略等が展開されています。

工業については、近年整備された氷上工業団地、青垣工業団地での企業立地が見られますが、さらに、今後とも技術革新、規制緩和などの経済動向に対応し得る工業振興を図ることが求められています。

商業については、各地域の中心市街地等における商店街の活力低下が懸念される一方、国道沿いに大規模小売店舗の進出が相次いでいます。地域住民の利便性という観点のほか、景観形成や交通体系の検討等の他の課題とも連携させながら、商業振興を図ることが求められています。

観光については、これまでも丹波の森公苑など「丹波の森」の自然や文化にふれる体験型施設や宿泊施設などの整備を進めてきています。また、地域への観光客は日帰り、自動車利用が中心となっています。今後は、日帰り客のリピー特化を図るとともに、宿泊客の増加に向けた滞在型観光への展開、散在する既存の地域資源（自然資源、歴史文化資源、人的資源）のネットワーク化による観光機能の強化が求められています。

＜産業別就業者数の推移（国勢調査）＞

単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
就業者総数	38,450	37,557	37,387	38,126	36,550
第一次産業	7,510 19.5%	6,000 16.0%	4,671 12.5%	4,079 10.7%	3,089 8.5%
第二次産業	15,055 39.2%	15,527 41.3%	15,909 42.6%	16,002 42.0%	14,793 40.5%
第三次産業	15,850 41.2%	16,007 42.6%	16,766 44.8%	17,974 47.1%	18,393 50.3%
分類不能	35 0.1%	23 0.1%	41 0.1%	71 0.2%	275 0.8%

（注）％は就業者総数に占める割合

(3) 関連計画等における位置づけ

関連計画として、21世紀兵庫長期ビジョンと氷上郡第四次広域市町村圏計画をみると、まちづくりの基本的な考え方として、「豊かな自然環境を生かしたまちづくり」、「まちを担う人づくりや生きがい・ふれあい交流活動の促進」、「まちのにぎわいと活力を生み出す産業振興」等の共通した方向性が示されています。

①21世紀兵庫地域ビジョン

みんなで丹波の森 成長しつづける丹波の夢ビジョン ～「森の市民」をめざして～

丹波の誇るべきところや丹波らしさなど丹波の魅力を地域内外の声を集めて確認し、発見し、それらを丹波のいのち（＝自然）、ひと（＝人間）、なりわい（＝産業）の3つの「環」をつなぎ、結び、成長させながら、はぐくむ。

～共有したい丹波の将来像～

●「丹波のことは自分たちで決めるしくみ」がある地域

自分たちの地域のことは、みんなで話し合い、考え、決定し、行動する丹波らしいルールがある。

●「都会に近い田舎」の良さを活かす地域

都会に近く、豊かな自然のなかで暮らしていける丹波で、地域内外と活発な交流が行われている。

●「多世代が支え合う豊かなコミュニティ」がある地域

子ども、若者から高齢者まで各世代や男女、障害者、外国人住民などみんなが参加し、支え合い、助け合うところ豊かなコミュニティがある。

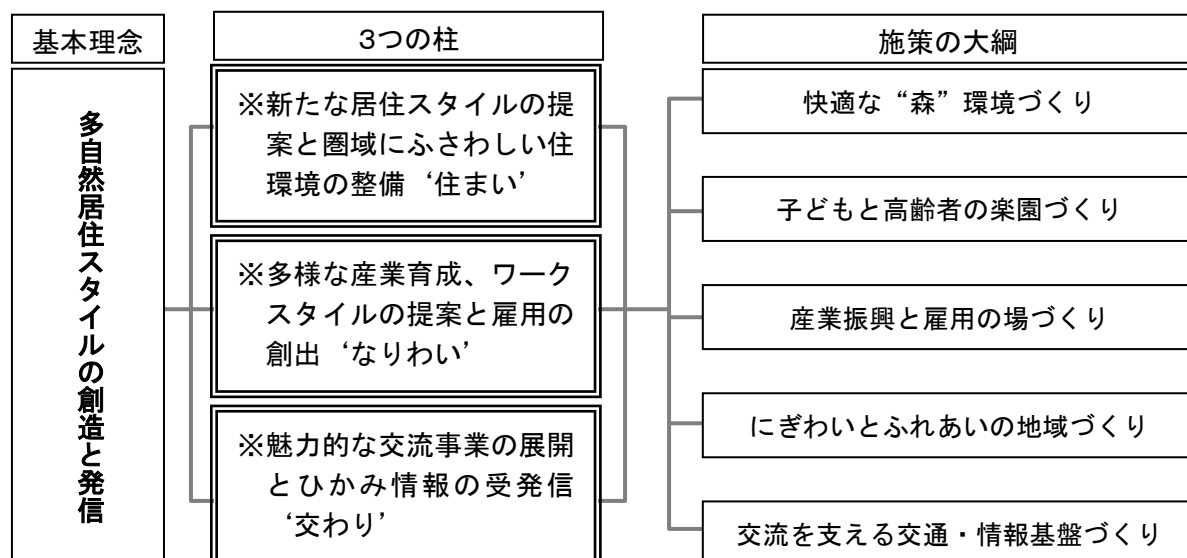
●「幅広い働き方・いろいろな種類・手応えを感じる社会活動」ができる地域

丹波の自然の恵みや伝統、文化、魅力を生かして農林業や商工業のネットワークを広げるにより、いろいろな仕事や働き方が選べたり、活発な社会活動ができる。

●「無意識のうちにつくられているバリアがない地域」

思わぬうちにつくってしまっているバリア（物理的・心理的障壁）がない社会を築き、心穏やかに安心して暮らせる。

②氷上郡第四次広域市町村圏計画



(4) まちづくりの主要課題

<地域の現況>

本地域の平成 12 年人口は 72,862 人、高齢化率 24.7%で、県内のなかでも急速に高齢化が進行している地域である。

新市は、493.28km²の面積を有しており、県土の約 5.9%を占めることになる。

道路網としては舞鶴若狭自動車道が南北を走っており、丹南篠山口インターチェンジと春日インターチェンジが広域交通の玄関口となっている。また、現在、北近畿豊岡自動車道の整備が着手されている

鉄道としてはJR福知山線と加古川線が走っており、大阪までは概ね1時間30分程度となっている。

<関連計画による将来方向>

「豊かな自然環境を生かしたまちづくり」

「まちを担う人づくりや生きがい・ふれあい交流活動の促進」

「まちのにぎわいと活力を生み出す産業振興」

<住民の意向(第2回住民意識調査結果より)>

「健康・福祉」に関する施策に最も重点を置くことが望ましいとの意見が多い。

次いで「生活環境・市街地整備」、「教育・文化」の順となっている。

具体の施策としては次のことを望む声が多い。

「医療・救急体制の充実」

「水資源の確保やゴミ処理体制の確立」

「福祉施設・体制の充実」

「学校教育の充実」

「地域防災体制づくりの充実」

<まちづくりの主要課題>

課題 1 : 高齢化に対応した保健・医療・福祉の連携強化と相互扶助の仕組みづくり

課題 2 : 安心して子育てができ、子どもたちが健全に育つ環境づくり

課題 3 : 自然環境と調和した快適な生活環境の向上

課題 4 : 活力のあるまちの発展を支える産業振興

課題 5 : 新市内外の交流・連携の促進による暮らしの質的向上

＜まちづくりの主要課題＞

課題１：高齢化に対応した保健・医療・福祉の連携強化と相互扶助の仕組みづくり

本地域は県全体に比べて高齢化が進んでおり、保健・医療・福祉サービスに対する要望は非常に大きいものとなっています。

高齢社会の到来に向け、だれもがどこに住んでいても安心して生活できるよう、医療救急体制の充実強化をはじめ、保健・医療・福祉サービスの質的な向上とともに地域の格差是正を図ることが重要です。特に、今後のまちづくりにあっては、住民自らが相互に自立して共に支え合う仕組みをつくることが求められます。

課題２：安心して子育てができ、子どもたちが健全に育つ環境づくり

今後、本地域においても少子化の進行・人口減少が予測され、人口構成バランスの悪化が懸念されるなか、ファミリー層を中心とする若い世代にとって魅力のある、住みつづけたいと思える環境づくりを行うことが求められます。

そのため、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみでの子育て環境づくりに努めるとともに、幼児教育・学校教育の充実、地元での一貫した学校教育体制を図り、次代を担う子どもたちの健全な育成に向けた環境づくりを行うことが必要です。

課題３：自然環境と調和した快適な生活環境の向上

水資源の安定確保、ごみ処理体制の充実など身近な生活基盤に関する住民からの要望は大きいものとなっています。また、中高生をはじめとする若者においては、水や緑の自然と親しめるまちづくりを求める声が多くなっています。

そのため、次代を担う若者の定住を促進する上でも、恵まれた自然環境と調和したゆとりのある快適性の高い住環境等生活環境の整備が重要です。

課題４：活力のあるまちの発展を支える産業振興

地域の活力あるまちづくりを行うためには、産業の活性化が重要であり、若年層の定着を図っていくためにも、地域における雇用の場の創出が求められます。

そのため、各種産業基盤の強化を図るとともに、広域的な視点から、地域の特色を生かした農業と観光や商業・サービス業等、第３次産業との連携についても強化していくことが必要です。また、地域資源を生かした新たな地域産業づくりも重要です。

課題5：新市内外の交流・連携の促進による暮らしの質的向上

新市は行政区域面積の広い地域となることに加えて、住民からは合併によって中心地域と周辺地域との格差が生じるとの懸念が強くなっていることから、地域内における移動やふれあい・連携の促進、効率的で効果的な行政サービスの維持・向上に努める必要があります。

一方、交通利便性や都市機能の集積に依拠して、新市外へも通勤・通学等の生活行動圏域が拡大している状況を踏まえ、豊富な自然、歴史文化資源を生かしながら、適正な地域の役割分担のもと広域圏との交流を促進していく必要があります。

このような、地域内外の交流や連携を促進・支援するため、交通網・情報網等のネットワーク基盤の整備を図ることが必要です。加えて、地域内での身近なネットワーク（コミュニティネットワーク）の形成を進め、地域と行政との対話の機会の拡充を図るなど、地域間格差の是正に配慮しながら、暮らしの基盤を強化し、新市内のどこに住んでも便利で快適な生活ができる環境を創造していく必要があります。

第2章 主要指標の見通し

人口、世帯数の主要指標推計の目標年次は、合併後概ね 10 年後（平成 27 年）とします。

（1）人口

コーホート要因法を用いて推計を行った結果、新市の人口は平成 27 年では、約 68,000 人となることが予測されています。

そうした状況を踏まえ、合併によって、だれもが安心して暮らせる福祉施策や子育て・教育環境の充実や生活基盤整備等の定住促進環境の整備、就業環境の向上など新市全体の発展にとって有効な事業を重点的に実施することによって、平成 27 年の人口の見通しを、約 70,000 人とします。

＜コーホート要因法による人口推計値＞

単位：人

	平成 7 年 国勢調査		平成 12 年 国勢調査		平成 22 年 人口推計値		平成 27 年 人口推計値	
総人口	73,988		72,862		69,988		67,918	
0～4	3,711	12,929 (17.5%)	3,548	11,696 (16.1%)	3,431	10,766 (15.4%)	3,256	10,469 (15.4%)
5～9	4,255		3,845		3,622		3,552	
10～14	4,963		4,303		3,713		3,661	
15～19	4,535	44,833 (60.6%)	4,091	43,162 (59.2%)	3,204	39,890 (57.0%)	3,061	36,839 (54.3%)
20～24	3,660		3,253		2,544		2,299	
25～29	3,697		4,162		3,339		2,897	
30～34	3,773		3,727		3,732		3,365	
35～39	4,382		3,869		4,303		3,829	
40～44	5,001		4,422		3,858		4,344	
45～49	5,732		4,970		3,886		3,839	
50～54	4,629		5,729		4,399		3,890	
55～59	4,389		4,633		4,982		4,412	
60～64	5,035		4,306		5,643		4,903	
65～69	5,359	16,222 (21.9%)	4,859	17,979 (24.7%)	4,411	19,332 (27.6%)	5,471	20,610 (30.3%)
70～74	4,315		4,932		3,868		4,102	
75～79	2,968		3,808		4,024		3,466	
80～84	2,103		2,362		3,562		3,310	
85～	1,477		2,018		3,467		4,261	

※平成 7 年と平成 12 年について、総人口には年齢不詳が含まれているため、5 歳階級の合計とは合致しません。

（注）％は総人口に占める割合



＜政策による人口増を見込んだ推計値＞

単位：人

	平成 7 年 国勢調査	平成 12 年 国勢調査	平成 22 年 人口推計値	平成 27 年 人口推計値
総人口	73,988	72,862	70,954	70,000
0～14	12,929 (17.5%)	11,696 (16.1%)	10,927 (15.4%)	10,780 (15.4%)
15～64	44,835 (60.6%)	43,162 (59.2%)	40,444 (57.0%)	38,010 (54.3%)
65～	16,224 (21.9%)	17,979 (24.7%)	19,583 (27.6%)	21,210 (30.3%)

(2) 世帯数

世帯数については、先に示した総人口見通しを 1 世帯当たりの人口で除して求めることとします。新市の将来平均世帯人員は、昭和 55 年～平成 12 年国勢調査の平均世帯人員を最小二乗法（直線回帰）によって推計します。

人口は減少傾向にあるものの、1 世帯あたりの人員は、今後さらに核家族化の進展や新市内での世帯分離などにともない、平成 27 年には約 2.94 人／世帯と減少することが予測されます。世帯数の見通しは、総人口と 1 世帯あたりの人員の見通しから、以下に示すように、約 23,800 世帯とします。

$$\begin{aligned}\text{世帯数見通し} &= \text{総人口見通し} / 1 \text{ 世帯当たりの人口見通し} \\ &= 70,000 \quad / \quad 2.94 \quad \div \quad 23,800 \text{ 世帯}\end{aligned}$$

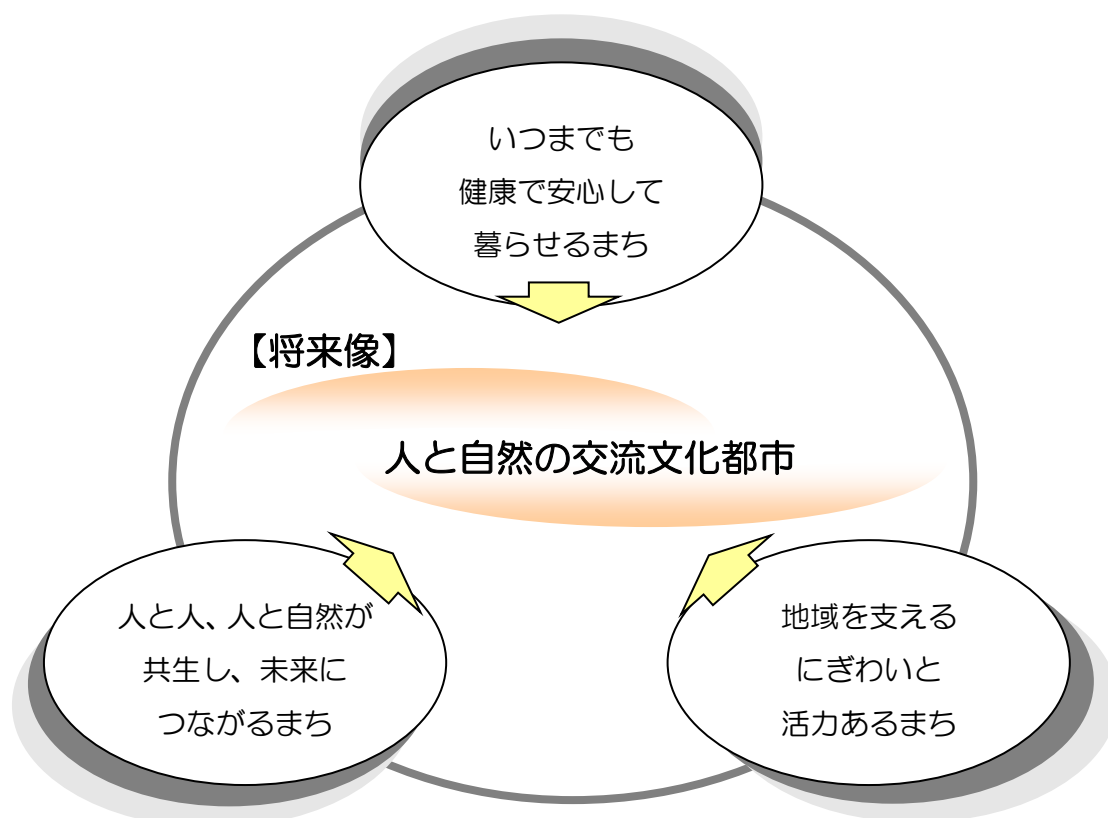
第3章 新市建設の基本方針

(1) 新市の将来像

①新市の将来像

人と自然の交流文化都市

- 新しい地域が一体となって高齢社会に備え、健康・福祉需要に対応するほか、次代を担う人づくりを進めるために、教育環境の充実を図ります。
- また、環境問題への取り組みとともに災害に強いまちづくりを進め、住民一人ひとりが豊かな生活を実感できるまちづくりを目指します。
- そして、地域が平等に発展し活力ある都市づくりを進めるため、広大な地域内の連携を図るとともに、広域圏との交流を促進します。
- さらに、広大な地域が一体となることによって生じる住民と行政との距離感や発展の地域間格差などの不安解消に努め、住民が誇りを持てるまちづくりに向けて、住民主体の魅力と活力ある新しいまちづくりを進めます。



②新市まちづくりの基本理念

●いつまでも健康で安心して暮らせるまち

健康・福祉サービスの強化・充実を進め、子どもから高齢者まであらゆる年齢層の人が健康で安心して暮らすことができる生活環境を創出します。

●人と人、人と自然が共生し、未来につながるまち

恵まれた自然環境との調和を図りつつ、地域固有の歴史・文化を生かしながら、ゆとりとゆるおいのあるアメニティの高いまちづくりを目指します。

また、次代を担う子どもたちの健全育成や生涯学習の推進など、人づくりから地域づくりを進めていきます。

●地域を支えるにぎわいと活力あるまち

新しい地域が一丸となって地場産業の振興、商業の活性化、観光産業の育成につとめ、若年層が定住する魅力と活力あるまちづくりを進めます。そのための地域内及び広域圏の活発な交流連携を進めます。そして住民参画によるまちづくりを進め、住民が誇りをもてる新しい地域づくりを目指すとともに、地域コミュニティを大切にしたまちづくりを進めます。

(2) 新市建設の基本方針(目標)

●地域が連携して支える健康・福祉のまちづくり

高齢化が進行しているなか、互いに支えあい、誰もがどこに住んでいても安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていきます。

将来世代の負担の増大を抑制するよう生涯にわたる健康づくりを支援し、高齢者や障害者等が生きがいを持って社会参加や世代間交流ができる環境づくりに努めるとともに、保健・福祉施設の整備・充実を図ります。

地域の医療や救急体制の整備充実を図るとともに、救急体制の地域間格差是正に向けて取り組みの強化を進めるなど、広域医療ネットワーク化を推進します。

介護を必要とする高齢者等については、できる限り住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、相互扶助活動やボランティア活動の活発化に取り組み、ぬくもりとふれあいのある福祉のまちづくりを進めます。

●明日を拓く豊かな心と創造力をはぐくむ教育文化のまちづくり

本地域における少子化の急速な進行や住民ニーズを踏まえ、若年層の定住化に向けて、教育内容・教育体制の充実や安心して子どもを生み育てることのできるまちづくりを進めていきます。また、だれもがいつでもどこでも学ぶことができ、生きがいを持って暮らせるよう学習機会の創出や情報提供に努めるとともに、地域からの文化・芸術の発信を通じて、新たな地域文化の創出を図ります。

さらに、子どもが地域とのふれあいを通じて生きる力、ゆたかな心、地域への愛着を育むことができるような人材の育成に努めるとともに、身近な地域の課題について地域が一体となって考え、行動する自主的な活動の支援に努めるなど、子どもの健全育成を図ります。

●快適な暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくり

どこに住んでいても安全で快適な暮らしが可能となるよう、子どもから高齢者まで心地よく居住できる生活基盤の充実したまちづくりを進めていきます。

住民の生命と財産を守り、日々の暮らしに安心感をもたらすため、住民と行政、消防機関が一体となって自主防災組織の充実や広域的な消防施設の整備等を進め、防災体制の強化を図ります。

住民からのニーズが高くなっている水資源やごみ処理等の生活環境に関する施策については、水質の向上と水資源の安定確保及びごみ処理施設の整備に努め、快適な居住環境づくりを図ります。また、定住促進につながる質の高い住環境整備に努めます。

交通網については、幹線道路や生活道路の整備を図るとともに、鉄道の利用増進に向けた総合的な対策に取り組むことによって、JR福知山線の複線化を促進するなど公共交通網の充実を推進し、総合的な交通体系の整備充実を図ります。

広大な地域となることによる不安を取り除くとともに、利便性の高い暮らしの創出や地域の活性化を図るため、情報通信基盤の整備を進めます。

●豊かな自然環境と歴史・文化を生かす環境共生のまちづくり

地域の貴重な財産である緑豊かな自然環境を美しく将来世代に継承していくとともに、固有の歴史・文化を生かした環境共生のまちづくりを進めていきます。

緑豊かな山々や清らかな水など恵まれた身近な自然は、住民の日常生活にうるおいとやすらぎをもたらすものになります。そのため、住民の環境保全意識の高揚を図るとともに、自然環境との調和に十分配慮しながら、親水・緑化空間、田園空間、美しい景観整備等を行い、快適な生活空間の創造に努めます。

また、今日の環境問題は生活に身近な範囲だけでなく、地球規模での広がりを見せていることから、本地域においても自然の営みと融和する人の営みのあり方を見直し、環境負荷の少ない事業活動やライフスタイルの循環型社会の構築に取り組んでいきます。

●様々な産業が育つ創造力あふれるまちづくり

国際競争の激化、長引く経済不況などの影響もあり、本地域の産業は厳しい状況となっているなか、都市部に近い立地特性と豊富な地域資源を生かした産業の活性化を図ります。また、広域的な視点から産業振興にかかる人材、技術、情報等を集約するとともに、地域の生活ニーズに合った新しいコミュニティビジネスなどの起業の創出への支援、異業種との交流や各地域の特性に応じた新しい産業の展開を図り、雇用機会の増大、若年層の定着を促進し、活力あふれるまちづくりを進めていきます。

特に、地場産業である農業については、地域全体でその持続的発展をめざすため、新たな担い手育成の支援や加工、販売を手がける2次、3次産業化を図るとともに、環境に配慮した農業の推進などにより安心して安全な農産物の生産や都市との交流を図っていくことを支援します。

商業については各地域の中心市街地の活性化と利便性の高い沿道型の商業のサービス充実と歴史文化資源を生かした観光商業の展開を図ります。

本地域へのU、J、Iターンを促進するため、生活環境整備や豊かな自然環境を生かした交流活動などの取り組みの充実・強化を図ります。

●市民が主体となった連携・交流のまちづくり

地方分権、厳しい財政状況や住民ニーズの多様化・高度化のなかで、市民と行政が互いに協力し、それぞれの役割を果たすとともに、広域圏との交流や新市が一体となった取り組みによるにぎわいの創出など、連携・交流のまちづくりを進めていきます。

地域づくりをリードする人材育成やボランティア団体・NPOなどの地域住民活動を支援するとともに、積極的な情報公開・交換や急速に進歩する情報通信技術等を活用しながら市民参加を進め、多様な主体の協働によりまちづくりに取り組んでいきます。また、限られた財源のなかで、効率的な行財政運営に努め、健全な財政基盤の確立を図るとともに、必要な行政サービス・機能の維持・向上に努めます。

広域的な地域の玄関口となるインターチェンジ周辺地域や新市の周辺地域等においては、恵まれた自然や立地特性を生かして、情報提供機能や交流・集客機能の導入に努め、地域内外の人々から親しまれる新たな交流空間の創出を図るなど、積極的な地域アピールを進めていきます。

(3) 新市の将来都市構造

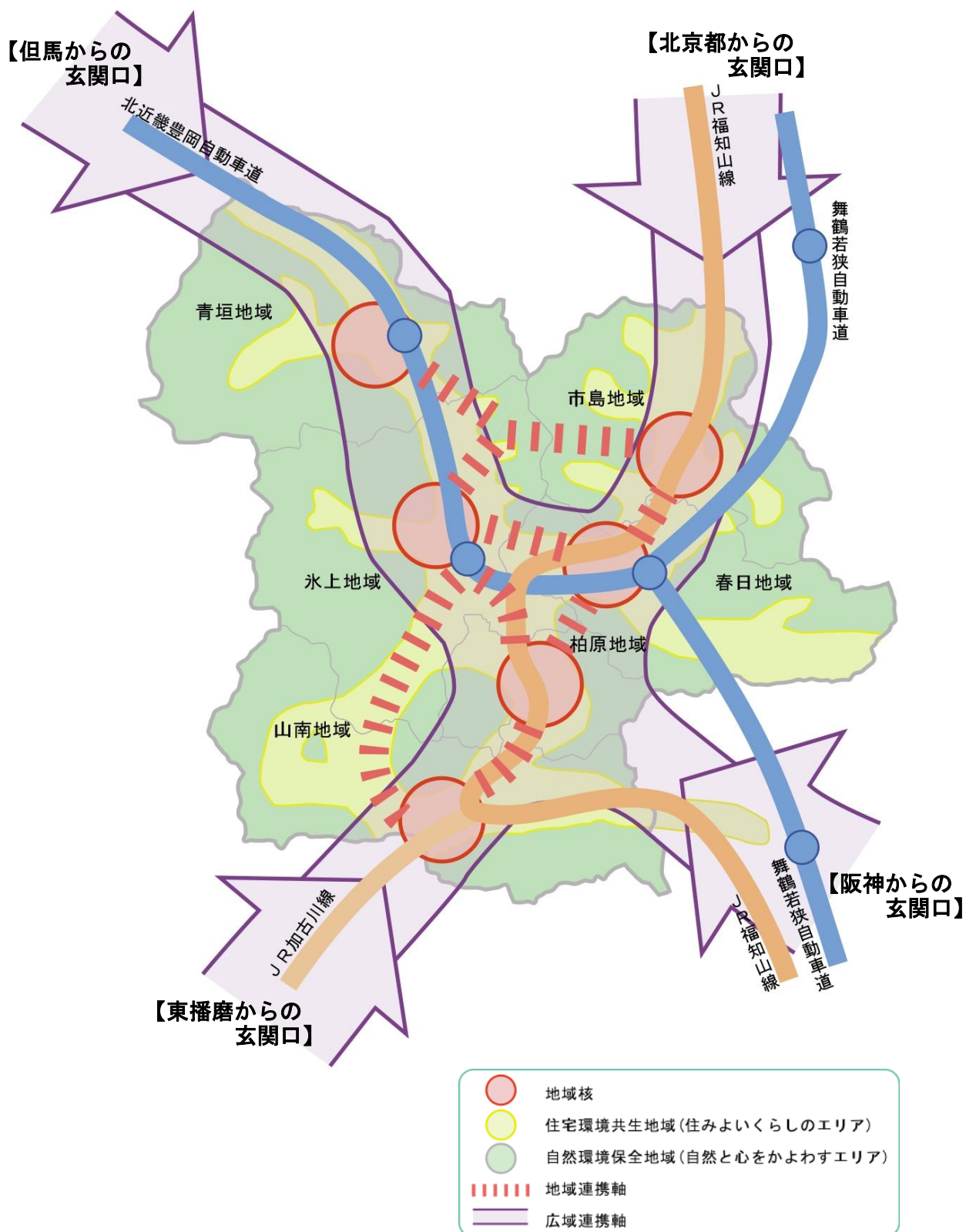
合併により新たにひとつの都市として誕生し、新市の将来像「人と自然の交流文化都市」を実現するため、一体的・計画的なまちづくりを進めることにより、以下のような新市の都市構造を形成していきます。

- (1) 新市は、人と自然が共生したゆとりとうるおいのある環境共生都市の形成を目指します。
- (2) その中で、高次都市機能が集積した拠点地域を地域核として位置づけます。
- (3) 複数の地域核をもった多極型の都市として機能強化を図ります。
- (4) 地域核の連携・交流を支える地域連携軸を形成することによって、強固で柔軟性の高い都市構造の形成を図り、多極ネットワーク型都市の実現を目指します。

■新市の都市構造の考え方

住 宅 環 境 共 生 地 域 (住みよいくらしのエリア)	・市街地や集落など、現在の居住地域を自然との環境共生を目指した住宅環境共生地域として位置づけます。
自 然 環 境 保 全 地 域 (自然と心をかよわすエリア)	・住宅環境共生地域を取り巻く、豊かな自然地域を自然環境保全地域として位置づけます。
地 域 核	・旧町の中心地域を地域核として位置づけます。
地 域 連 携 軸	・各地域核の交流連携を進めるために、地域連携軸の形成を図り、地域核間の連携の強化を図ります。 ・地域核における各種施設・サービスではカバーしきれない集落等における生活利便性の向上や、きめ細かい行政サービスニーズに対応するために、地域連携軸上に各種施設の適正配置を行うことを想定します。
広 域 連 携 軸	・新市内外を広域的に連携していきます。

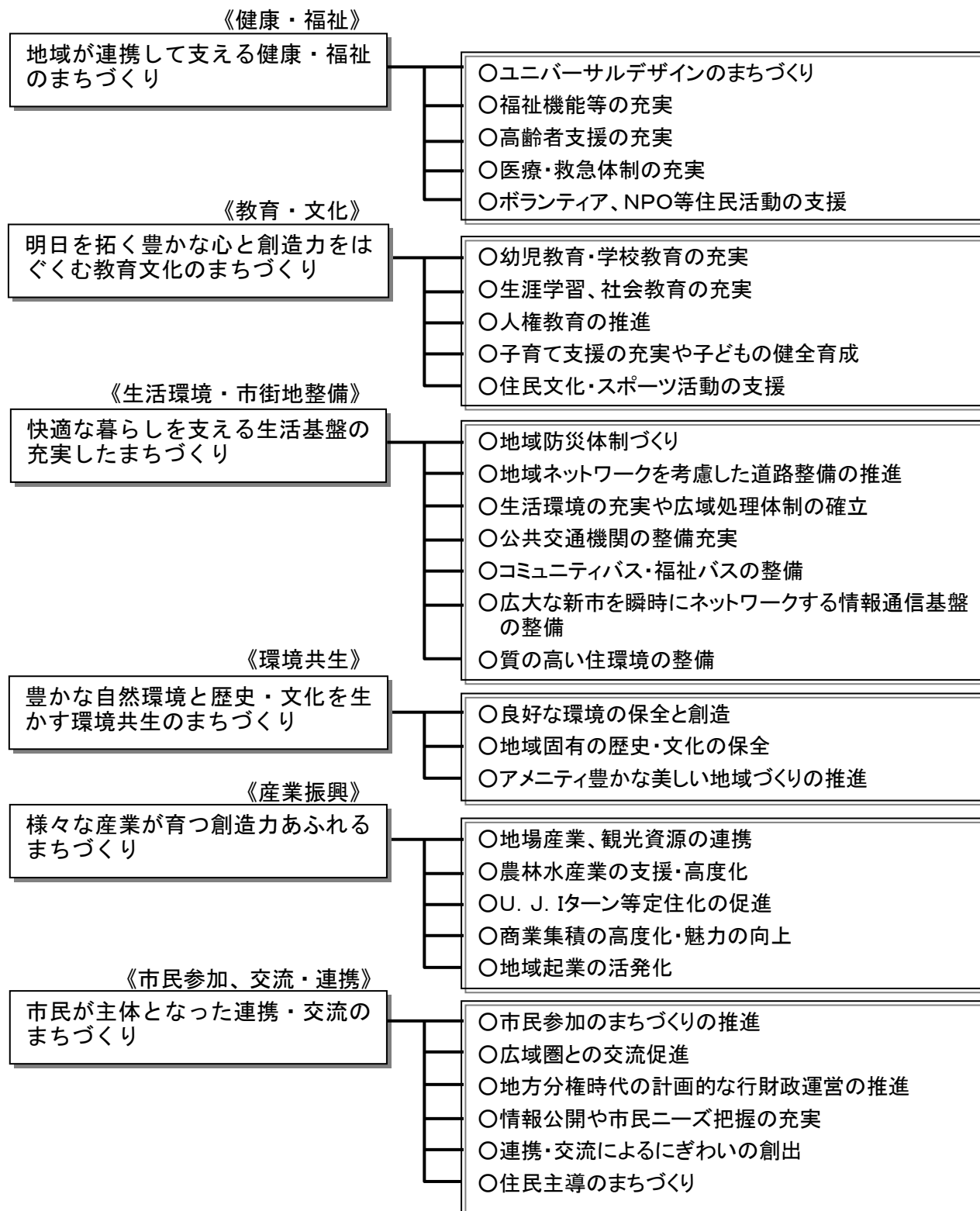
図 多極ネットワーク型都市の構成イメージ



第4章 新市の施策

下記に、新市で実施する主要施策をあらわす施策の体系を示します。

■施策の体系



(1) 地域が連携して支える健康・福祉のまちづくり

○ユニバーサルデザインのまちづくり

- ・ ユニバーサルデザインの考え方のもと、道路、公園等の公的な施設において、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、できるだけすべての人が利用しやすい整備を推進するとともに、高齢者・障害者のための情報提供に努めるなど、誰もが外出しやすい環境を整備していきます。
- ・ 各地域の公共公益的施設等は、今まで以上に自由に利用できるようになるため、はじめて訪れる人にとってもわかりやすく、なじみやすい施設整備や情報掲示等を進めていきます。
- ・ 高齢者や障害を持っている方も安全で快適に暮らしていけるように、バリアフリーリフォームに対する補助の手当てやバリアフリー住宅の整備促進など、暮らしやすい住生活の実現のための施策を展開していきます。

○福祉機能等の充実

- ・ 福祉サービスの高度化・多様化に対応するため、福祉施設や人材の適正配置によって福祉機能の充実を図ります。
- ・ 介護サービスについては、介護保険者機能の統合を図るとともに、介護に携わる人員の確保、専門職員の育成、施設の有効利用を図り、より高度なサービス提供に努めます。
- ・ 保健センター、福祉センター、在宅介護支援センター等を併せ持つ福祉拠点として、中核的な施設の整備を検討するとともに、既存の施設のネットワーク化を進めます。
- ・ 市役所、福祉施設、保健センター、医療機関、地域などをネットワーク化するなど、総合的な福祉情報システムを構築し、情報網を活用した在宅健康管理・医療活動支援等、日常的な健康医療支援体制の強化を図ります。中でも、高齢者の情報の共有化を図ることによって、各関係機関が一体となった総合的、包括的なサービス提供が行える体制づくりを推進します。

○高齢者支援の充実

- ・ 元気な高齢者が地域でいつまでも生きがいをもって暮らせるように、介護予防・健康づくり・世代間交流の取り組みを推進します。
- ・ 高齢者の自立と生きがい、経済基盤を確立するとともに、高齢者の能力活用を目的として、高齢者が生涯現役で就労できる機会の確保や社会参加の推進を図ります。

○医療・救急体制の充実

- ・ 地域の格差是正に配慮しながら、どこに住んでいても高度な医療が受けられるように地域における医療機関の整備充実に努めます。
- ・ 地域における医療ニーズに対応した適切な医療サービスが提供できるよう、医療・救急体制の充実を図ります。特に、救急救命駐在体制の整備を図り、救急体制の地域間格差是正に努めます。

- ・ 医療機関相互の機能分担と連携、ネットワーク化を進めながら、地域の医療・救急水準の向上に努めます。
- ・ 保健・医療及び福祉の各分野の連携を図り、より良い地域ケアシステムなどの確立に努めます。
- ・ 広域的な視点から、安全性に配慮しつつ、防疫体制の整備・充実に努めます。

○ボランティア、NPO等住民活動の支援

- ・ 高齢者、障害者の社会参加を支援するボランティア、NPO等の人材や組織を育成・支援し、新市で連携した活動展開ができるよう住民活動等を促すことによって、市民参加による地域ぐるみでの保健・福祉サービスの充実に努めます。

主要施策	主要事業
ユニバーサルデザインのまちづくり	○ 公共施設のユニバーサルデザイン化推進事業 ○ 住生活バリアフリー支援事業
福祉機能等の充実	○ 介護サービスの充实事業 ○ 総合福祉センター整備事業
高齢者支援の充実	○ 高齢者生きがい対策事業 ○ 高齢者生涯現役支援事業
医療・救急体制の充実	○ 救急体制の地域間格差是正事業 ○ 広域医療ネットワーク化推進事業 ○ 地域ケア連携推進事業
ボランティア、NPO等住民活動の支援	○ 市民参加による保健・福祉サービスの推進事業

【主な県事業】

主要施策	主要事業
福祉機能等の充実	
快適でいきいきと生活を送れるよう「ゆとり」に配慮した福祉施設整備 ○ 特別養護老人ホーム丹寿荘整備事業	

(2) 明日を拓く豊かな心と創造力をはぐくむ教育文化のまちづくり

○幼児教育・学校教育の充実

- ・ 人間形成の基礎となる「生きる力」の育成など、心豊かな人間性をはぐくむ教育内容の充実に努めるとともに、国際化・情報化に対する適応能力を持った人材の育成を推進します。また、多様なニーズに対応した幼児教育の環境づくりを進めるほか、小学校など関係機関との一層の連携強化を図ります。
- ・ 各小学校、中学校等において、老朽化の進む建物、施設の改築を計画的に実施します。また、高等教育機関等の誘致を図り、地元での一貫した学校教育体制の構築に努めます。

○生涯学習、社会教育の充実

- ・ 余暇時間の増加、高齢化、情報化などの社会の変化に伴って高まりをみせる住民の学習ニーズに対応するため、中核施設となる生涯学習センターの整備や図書館などの整備・充実、公民館の改築による機能強化等により、学習の機会と情報の提供に努めます。
- ・ 中央図書館の整備充実、資料館・美術館の利用・連携など、より広域で利用できる施設整備や広域利用の促進に努めます。
- ・ あらゆる年齢層の市民がライフスタイルに応じて、いつでもどこでも気軽に学習やスポーツ活動に取り組み、生きがいをもって暮らせるような環境整備に努めます。

○人権教育の推進

- ・ 人権を尊重する意識の高揚を図るため、生涯学習として、学校、家庭、職場、地域などのあらゆる場において人権教育を推進します。
- ・ いのちの尊さやあらゆる差別のない社会の実現など、人と人、人と地域、地域と地域の垣根のない地域づくり、まちづくりへの意識啓発に努めます。

○子育て支援の充実や子どもの健全育成

- ・ 子ども、青少年が健全に人間性豊かに成長していくためには、家庭環境と地域環境の両方が重要です。子どもの遊び場や親との交流や学び合いの場を提供するとともに、女性の社会参画の促進も視野に入れ、地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを進めていきます。
- ・ 地域の問題や課題を、子どもと大人がいっしょになって考え、行動する地域の自主的な活動を支援していきます。
- ・ 食教育としての視点からの学校給食のあり方を検討していきます。

○住民文化・スポーツ活動の支援

- ・ 住民の文化・スポーツ活動を支援するため、文化・スポーツ施設の充実を図るとともに、既存の施設の有効利用に努めます。
- ・ 芸術文化の鑑賞機会の充実を図るとともに、住民自らの文化活動に対する支援を実施するほか、全国規模の芸術文化展やスポーツの祭典など、地方からの良質な文化・芸術を発信することによって、地域文化の振興を図ります。
- ・ 学習・文化・スポーツ施設の機能強化とネットワーク化を進めるとともに、情報の蓄積と提供、相談や指導、多彩な学習・スポーツ機会の創出などを総合的に推進します。
- ・ 多彩な学習機会やスポーツ活動の場を提供することにより、若年層の頃から、こころとからだがバランスよく育つ環境づくりを進めていきます。

主要施策	主要事業
幼児教育・学校教育の充実	○ 幼児教育充実事業 ○ 国際化・情報化に対応した人材育成事業 ○ 学校教育施設等改築及び整備事業
生涯学習、社会教育の充実	○ 社会教育施設改築及び整備事業 ○ 生涯学習センター整備事業 ○ 社会教育環境充実事業
人権教育の推進	○ 人権教育活動推進事業 ○ 垣根のないまちづくり推進事業
子育て支援の充実や子どもの健全育成	○ 地域ぐるみ子育て環境支援推進事業 ○ 放課後児童健全育成事業 ○ 生き方をはぐくむ活動推進事業
住民文化・スポーツ活動の支援	○ 全国芸術・文化展推進事業 ○ 芸術文化・スポーツ活動支援事業

【主な県事業】

主要施策	主要事業
生涯学習、社会教育の充実	
活発な地域活動を展開する生活創造活動の支援	○ 兵庫県4年制高齢者大学講座「丹波 OB 大学」開設事業 ○ 講座「丹波学」開設事業 ○ 生涯学習講師団派遣事業 ○ 生活創造活動グループサポート事業
住民文化・スポーツ活動の支援	
21 世紀の丹波を担う人材を育てる芸術文化の振興	○ 丹波の森子どもミュージカル体験塾事業 ○ 県民芸術劇場（学校公演）事業 ○ 丹波の森アートフェスティバル事業

(3) 快適な暮らしを支える生活基盤の充実したまちづくり

○地域防災体制づくり

- ・ 災害に強いまちづくりを推進するために、各種防災施設の整備を進めるとともに、防災システムの充実及び人員の適正配置を行い、機動的で効果的な防災体制の構築を行います。
- ・ 災害の予防や警戒・対策にあたっては、行政や各防災関係機関が一体となって対応していくとともに、住民の連帯意識に基づく自主防災組織の強化・充実が不可欠であるため、その育成・強化に努めます。
- ・ 常備消防としての機能・施設の拡充を図るとともに、新市全域をカバーする広域消防施設の整備・充実を図るなど 24 時間消防救急体制の強化に努めます。
- ・ 未改修河川の整備を促進し、安全性の確保に努めるなど、災害を未然に防止するための治水対策を推進します。また、整備に当たっては自然環境に配慮するとともに、地域住民の憩いの場となるよう親水性にも配慮した川づくりに努めます。

○地域ネットワークを考慮した道路整備の推進

- ・ 地域間の連携や地域の活性化に資する道路・橋梁等の整備を推進するとともに、広域交流を支える道路整備を推進します。
- ・ コミュニティ道路などの生活道路については、日常的な市民の暮らしに密接な関わりを持つ道路であるため、快適な住環境の形成を考慮しながら、計画的な整備を進めます。
- ・ 歩行者や自転車が楽しく安全に通行できる、河川敷等を活用したサイクリングロードや歩行者専用及び優先道等の整備を進めます。

○生活環境の充実や広域処理体制の確立

- ・ 安定した上水の供給や安全で合理的なごみなどの処理体制は、日常の生活にとって不可欠な都市施設です。限りある資源と環境を保全するといった視点と広域的な観点から、水資源の安定確保を図るとともに、生活排水・し尿・ごみ処理など、広域的処理システムの整備を進めます。

○公共交通機関の整備充実

- ・ JR 福知山線の早期複線化の実現、利用増進事業の継続及び強化を図ります。
- ・ JR 加古川線の電化事業早期完了の促進、利用増進事業の促進に努めます。
- ・ 新市として、JR 福知山線、JR 加古川線の事業実現の働きかけを行っていくとともに、利用増進に向けて総合的な対策を推進します。
- ・ 利用増進に向けて、バス網の再編充実、アクセス道路や駅前広場、駐車場整備などの総合交通体系整備の検討を進めていくとともに、住民への公共交通機関利用の啓発を進めていきます。
- ・ 北近畿豊岡自動車道の開通に伴う広域交流や生活活動の利便性向上を図るため、高速バスの利用促進を促す支援施策を推進します。

○コミュニティバス・福祉バスの整備

- ・ バス交通等の公共交通の利用不便地区をカバーし、住民の日々の暮らしを支えるコミュニティバスなどの整備を促進するとともに福祉タクシーの整備・充実等を進めていきます。

○広大な新市を瞬時にネットワークする情報通信基盤の整備

- ・ 国が進めている全国自治体間の光ファイバー網整備を踏まえた情報ネットワークを推進します。また、広大な地域の利用不便性を補い、地域間格差の是正につながるよう、情報通信拠点施設の整備を図るとともに、その活用方策として公共施設の予約、図書検索及び教育支援システムなど各種生活関連情報の発信・提供に資する行政情報ネットワークの構築を進めていきます。
- ・ ＩＴ（情報技術）を駆使した地域情報ネットワーク基盤整備の推進を図ります。

○質の高い住環境の整備

- ・ 若者の定住促進を促すための、質の高い住宅供給に努めます。
- ・ 公営住宅の整備を図るとともに、定住促進を図るための住環境整備に努めます。

主要施策	主要事業
地域防災体制づくり	○ 防災体制の充実事業 ○ 自主防災組織の活性化・防災意識の高揚促進事業 ○ 常備消防の機能充実事業 ○ 消防施設整備推進事業
地域ネットワークを考慮した道路整備の推進	○ 市道整備・改良事業 ○ 生活道路整備事業
生活環境の充実や広域処理体制の確立	○ 水資源の安定確保推進事業 ○ ごみ処理施設整備事業 ○ 生活排水処理整備事業 ○ 上水道施設整備事業
公共交通機関の整備充実	○ ＪＲ福知山線の複線化促進事業 ○ ＪＲ加古川線の電化促進事業 ○ 駅周辺整備事業 ○ ＪＲ福知山線複線化推進計画の策定及び両路線の利用増進事業 ○ 北近畿豊岡自動車道バスストップ駐車場整備事業
コミュニティバス・福祉バスの整備	○ コミュニティバス等（福祉バスも含む）交通手段の確保事業 ○ 福祉タクシー運行事業

広大な新市を瞬時にネットワークする情報通信基盤の整備	○ 行政情報ネットワーク化推進事業 ○ 地域情報ネットワーク基盤整備事業
質の高い住環境の整備	○ 公営住宅建設及び建替事業

【主な県事業】

主要施策	主要事業
地域防災体制づくり	
安全で安心な防災基盤整備	○ 河 川 事 業 ・ 加古川、竹田川、黒井川 ほか ○ 砂 防 事 業 ・ 下朝日川、末谷川、大部谷川、興禅寺谷川 ほか ○ 急傾斜地崩壊対策事業 ・ 寺内地区 ほか
地域ネットワークを考慮した道路整備の推進	
活発な連携・交流を促進する交通基盤整備	○ 国 道 (国)175号、(国)176号、(国)427号、(国)429号 ○ 主要地方道 (主) 市島和知線、(主) 篠山山南線、(主) 中柏原線、 (主) 春日栗柄線、(主) 氷上加美線 ほか ○ 一 般 県 道 (一) 福知山山南線、(一) 追入市島線、(一) 沼市島線、 (一) 絹山市島線、(一) 稲畑柏原線、(一) 奥野々氷上線、 (一) 岩崎市島線 ほか
安全で快適な交通基盤整備	(国)175号、(国)176号、(主) 青垣柏原線、 (一) 稲畑柏原線 ほか

(4) 豊かな自然環境と歴史・文化を生かす環境共生のまちづくり

○良好な環境の保全と創造

- ・ 恵まれた自然環境を地域全体で守り育て、限られた資源を有効に活用していくために、住民の環境に対する保全意識や省資源・省エネルギーに対する意識の高揚を図ります。
- ・ 森林のもつ水源涵養、国土保全などの多様な機能を維持・充実し、健全な緑の資源を保全するため、適正な森林管理に努めるとともに、市民が森林に接する機会の充実を図ります。
- ・ 環境と共生したうるおいある生活都市を目指すため、身近な親水空間の確保など、自然環境の保全とアメニティの創造を図ります。
- ・ ごみの分別収集や廃棄物のリサイクル活動、エネルギーの有効活用等を推進し、地球規模での環境・エネルギー問題にも配慮した施策を展開します。
- ・ 省資源やリサイクル等、資源循環型のまちづくりを進め、環境保全型の市民文化の形成を図ります。
- ・ 廃棄物処理施設、リサイクルセンターの広域整備や活用を進めていきます。

○地域固有の歴史・文化の保全

- ・ まちづくりを進める上で、地域固有の歴史・文化を保全し、後世に継承していくことは、まちの個性を磨き、まちへの愛着、定住意向をはぐくむことにもつながると考えられます。そのため、既存の街なみ、文化財等の保全や地域の歴史・文化に触れられる環境づくりに努めます。
- ・ 地域コミュニティをさらに活性化させることによって、新たな地域文化の創造が図れるような施策の展開を図ります。

○アメニティ豊かな美しい地域づくりの推進

- ・ 恵まれた美しい自然環境を生かし、新市の良好なイメージ創出につながるふるさと田園環境の保全を進めるとともに、美しい景観づくりなど、快適なまちづくりを推進します。
- ・ 市民参加による清掃・美化の推進や身近な緑化等を推進するなど快適な地域環境づくりを進めます。
- ・ 農地の保全を通しての自然環境保全、環境保全型農業等の推進、災害時に避難地となる防災農地の確保、あるいは、収穫体験農園・学童農園・市民農園等の開設やふれあい農業等、農地を生かしたまちづくりを進めます。

主要施策	主要事業
良好な環境の保全と創造	○ 環境保全意識高揚推進事業 ○ 資源循環型社会の構築事業
地域固有の歴史・文化の保全	○ 歴史・文化資源保全事業 ○ 街なみ環境整備事業
アメニティ豊かな美しい地域づくりの推進	○ 街なみ景観保全事業 ○ 市民参加による身近な緑化・アメニティ推進事業

【主な県事業】

主要施策	主要事業
良好な環境の保全と創造	
森林の適正な管理による公益的機能の維持増進	○ 水源森林総合整備事業 ○ 生活環境保全林整備事業 ○ 地域防災総合整備事業
人と野生動物の豊かな共存を目指したワイルドライフ・マネジメントを推進するための研究活動拠点整備	○ 森林・野生動物保護管理研究センター(仮称)整備事業

(5) 様々な産業が育つ創造力あふれるまちづくり

○地場産業、観光資源の連携

- ・ 都市部に近い立地特性と豊富な地域資源を生かすため、「地域ブランド戦略プログラム」の策定により観光振興、企業誘致、定住促進等につなげていきます。
- ・ 既存の娯楽・観光施設について機能強化を図るとともに、散在する既存の自然・観光資源などを連携し、新市全体としての観光機能の充実、強化を図ります。
- ・ さらに、有能な人材のネットワーク化により新たな特産品や地域振興の核となる観光資源の開発に努めます。
- ・ 各地域で既に取り組んでいるイベント・祭との役割分担を行いながら、新市で一体的に取り組んでいく新たなイベント等の開催を促進します。
- ・ 地場産業については、全国へのPRをはじめ、観光と結びついた体験型の産業展開を図ります。
- ・ 工業団地の整備及び企業誘致については、既整備済の工業団地等における企業立地の進捗状況の的確な把握に努めながら、農村地域工業等導入地域に指定されている地域をはじめとして、今後とも継続的に検討していきます。

○農林水産業の支援・高度化

- ・ 農林業活性化に向けて、後継者の確保・育成及び認定農業者、青年農業者等多様な担い手の育成に向けた支援や生産基盤の充実を図るとともに、付加価値性の高い農産品やブランド力のある特産品の開発などに努めます。また、体験型、滞在型農業・漁業の展開による産業の観光化を推進するなど、業態の転換を視野に入れた新たな農林水産業の展開を図ります。
- ・ 農村に活力と雇用の場の創出を図るため、従来の農産物の出荷（１次出荷）形態だけでなく、農家所得の向上につながるよう加工（２次）と販売（３次）を農家が手がけることを促進する支援制度の創設に努めます。
- ・ 将来にわたる地域の持続的な農業生産活動の展開を図るため、集落営農リーダーの育成・支援などを通して地域営農体制の確立を図ります。
- ・ 健康や安全への関心の高まりに対応するため、有機農業の拡大を図るなど農業者が安全、安心、高品質な農産物生産を営むことへの支援に努めます。また、直売所や学校給食への地元農産物の活用など「地産地消」の取り組みを推進します。
- ・ 観光ボランティアガイドの充実、グリーンツーリズム施策の推進、ふるさと村の推進、都市住民との交流を演出する観光・交流事業によって多様な交流産業の展開に努めます。
- ・ 森林のもつ公益的な機能が発揮できるよう、その重要性の啓発や間伐などの適正管理を行うとともに、森林資源の保全に向けての支援に努めます。

○U. J. Iターン等定住化の促進

- ・ 地域外へ流出した人口のUターンや、都会から自然に包まれた本地域への移住希望者の受け入れを行うため、総合的な交通体系や情報発信システムの整備、並びに住宅の確保などの施策展開を図ります。
- ・ 特に都市住民に対しては、地域の豊かな自然や地域住民とのふれあいが行えるようなグリーンツーリズムや多自然居住等の施策を展開し、積極的なJ. Iターンの促進に向けた取り組みを実施します。

○商業集積の高度化・魅力の向上

- ・ 各地域の中心市街地内等に多く散在する歴史的文化資源を活用することによって、観光客の誘致に努め、これをターゲットとした観光商業の展開を図ります。
- ・ 各地域の商業集積地については、地域ニーズに即した魅力ある商業地としての整備を進めます。
- ・ 沿道型の商業地域については、中心市街地との役割分担のもと、地域を支える商業集積の高度化に努めます。

○地域起業の活発化

- ・ まちづくりに関わる企業・団体等の相互の交流を促進し、地域の課題に応える住民の生活ニーズに合ったコミュニティビジネスなどの新しい起業や地域の活性化につながる起業の活性化を図るため、行政、住民、企業による基金（まちづくりファンド）を創設しそれらの支援に努めます。
- ・ 地域の課題に応える公益性の高い起業を支援する基盤づくりを検討します。
- ・ IT（情報技術）を駆使して活動するSOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）ビジネスなどを支援する仕組みなど、インキュベート機能を育成するとともに、創業支援や各種情報提供の充実など、新市ならではの独自性のあるベンチャー企業を支援する施策の展開を図り、若者の定着や新規起業を促進します。

主要施策	主要事業
地場産業、観光資源の連携	○ 地域ブランド戦略化事業 ○ 観光関連資源・施設のネットワーク化事業 ○ 観光イベント一体化事業 ○ 地場産業振興事業
農林水産業の支援・高度化	○ 多様な担い手支援事業 ○ 農村振興・中山間総合整備事業 ○ 基盤整備促進事業 ○ 経営構造対策事業 ○ 農業の6次産業化支援制度の創設事業 ○ 安全・安心農産物生産等推進支援事業 ○ ふれあい・交流促進事業 ○ ため池等整備事業 ○ 環境対策育林事業 ○ 森林整備地域活動支援事業 ○ 山村振興等農林漁業特別対策事業
U. J. Iターン等定住化の促進	○ U. J. Iターン促進住環境整備事業 ○ U. J. Iターン支援交流事業
商業集積の高度化・魅力の向上	○ 観光商業推進事業 ○ 中心市街地等活性化事業
地域起業の活発化	○ まちづくりファンド創設事業 ○ ベンチャー企業等新産業創出支援環境整備事業

【主な県事業】

主要施策	主要事業
農林水産業の支援・高度化	
環境との調和に配慮した食糧の安定供給を目指す農業生産基盤整備	○ 経営体育成基盤整備事業 ○ 県営ため池等整備事業 ○ 中山間総合整備事業

(6) 市民が主体となった連携・交流のまちづくり

○市民参加のまちづくりの推進

- ・ 市民のボランティア活動やNPO活動など、地域における自主的で個性豊かな活動を支援します。
- ・ コミュニティ施設を中心とした活動を支援するなど、自主的・主体的な市民活動の機会や場の整備・充実に努めます。
- ・ 行政をはじめ各種機関、団体における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大と人材の登用を促進していくため、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

○広域圏との交流促進

- ・ 近隣都市から阪神都市圏、さらには、全国的な広域交流を含めた多彩な交流を市民・事業者・行政が一体となって促進し、交流人口の増加による地域の活性化を推進します。
- ・ 北近畿豊岡自動車道のインターチェンジをはじめとする、各インターチェンジ周辺地域については、地場産品の提供や情報提供機能等、広域からの交流・集客に資する機能の導入を図ります。
- ・ 新市の周辺地域等において、ふるさとの自然を生かした交流空間の創造を目指すとともに、新市の玄関口としての情報提供機能やイベント等の展開を図りながら、地域内外の人々から親しまれる新たな滞留空間の整備を推進します。また、子どもたちが、豊かな自然環境のなかで地域の歴史や文化を学ぶ体験学習の場としての機能の充実を図ります。
- ・ 交通、経済、生活等の住民の行動範囲は、隣接市町等にも及んでいることから、地域間での交流を促進するとともに、在住外国人との交流をはじめ、国際交流についても積極的に推進していきます。

○地方分権時代の計画的な行財政運営の推進

- ・ 自主性、自立性の向上と個性的で活力ある地域社会の実現を目指し、国・県及び新市の役割を明確にし、自己責任と自己決定の思想のもと、多様な分野における地方分権を積極的に推進していきます。
- ・ 各地域の役場については、地域住民のコミュニティ拠点として、他地域が有する施設との連携や有効活用、機能分担を行うなかで、必要な機能の整備を図ります。
- ・ 地方分権時代の到来、厳しい財政状況や住民ニーズの多様化・高度化のなかで、最小の人員で最大の効果をあげることができるよう、計画的な定員管理を図るとともに、地域ニーズに応じた弾力的な人員配置に努めます。また、行政評価の導入などによって、効率的で効果的な行政サービスの提供、施策内容に関する説明責任の確保及び職員の意識改革と政策形成能力の向上に努めます。

- ・ まちづくりの長期的・総合的な展望のもと、合併の効果や事業効果、重要度、緊急度、優先度等を総合的に勘案した財政見通しを立て、事業の重点化を図りながら、効率的な財政運営に努めます。
- ・ 行政事務処理については、各種システムの統合によって効率化を図り、新市全体で高度な住民サービスの提供を推進します。

○情報公開や市民ニーズ把握の充実

- ・ 住民に信頼される市政を確立し、公正で合理的な行政運営を確保していくために監査機能の充実と行政情報の公開に努めるとともに、監査機能の充実オンライン窓口情報サービスシステムの導入を図ります。
- ・ インターネット等を活用して、行政情報や生涯学習情報を市民に提供するとともに、市民アンケート調査等の電子化により、住民意向の把握及び情報公開を迅速かつ効率的に行う等、行政と市民の間の総合的な情報公開システムの施策を図ります。
- ・ 各地域の住民が交流しあい、お互いの地域特性などを理解しながら、広域的な視野をもって新しいまちづくりに参画していただくための場の提供、人材育成を図ります。

○連携・交流によるにぎわいの創出

- ・ 住民の融和と交流を促進し、地域のPR、イメージアップを図るため、新市が一体となった特徴あるイベント、催し物を実施します。

○住民主導のまちづくり

- ・ 恵まれた自然環境との調和を図るとともに、活力ある産業や文化を育成し、豊かな自然に包まれた交流文化都市を目指すためには、今後のまちづくりについて「行政主導、住民参加型」から「住民主導、行政支援型」のまちづくりへと転換していく必要があります。
- ・ 住民自らが地域をどのようなまちにしたいのか、また、そのために住民自らは何ができるのかなどを議論することによって、いつまでも住み続けたいまち、ここから住んでよかったと思えるまちを自分達で育てあげていくことが重要です。そのため、そのような内発的活動を促すとともに、地域住民の意思を尊重し、その意見を行政の施策に反映できる仕組みづくりと住民活動に対する支援を図ります。

主要施策	主要事業
市民参加のまちづくりの推進	○ 地域づくり活動支援事業 ○ 男女共同参画社会推進事業
広域圏との交流促進	○ インターチェンジ周辺交流活性化推進事業 ○ ふれあい・交流拠点整備事業 ○ 国際交流・地域間交流推進事業
地方分権時代の計画的な行政運営の推進	○ 行政サービス高度化事業 ○ 行政評価システム構築事業 ○ 行政事務処理システム構築事業
情報公開や市民ニーズ把握の充実	○ 行政情報提供推進事業 ○ まちづくり人材登用事業
連携・交流によるにぎわいの創出	○ 地域一体化イベント推進事業
住民主導のまちづくり	○ 市民とともにつくるまちづくり事業

【主な県事業】

主要施策	主要事業
市民参加のまちづくりの推進	
多様な主体の協働をめざす住民参加のまちづくりの推進 ○ 地域創造市民塾「森の市民塾」開催事業 ○ 地域団体パワーアップ事業 ○ 丹波の森 NPO 等支援事業 ○ シューベルティアードたんば支援事業	

第5章 公共的施設の整備と適正配置

福祉・文化・スポーツ等のための各種公共施設の整備と適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮し、地域の特殊性や地域バランス、さらには財政事情を考慮しながら検討していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所となる役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう十分配慮し、電算処理システムのネットワーク化などにより、必要な機能の整備を図っていきます。

第6章 財政計画

今後、新市においても地方交付税の減少が予想され、少子高齢化による人口構成バランスの悪化により税収減が懸念されるなど、財源確保はますます厳しくなると考えられます。一方で、多様化・高度化する住民ニーズに対応するため、より一層、行政サービスの維持向上を図っていく必要があります。

そうしたなか、本計画に定められた施策を計画的に実施していくため、長期的展望にたって、限られた財源の効率的な運用に努めるなど、適切な財政運営を推進していきます。

※ 財政計画とは、合併後20年間について、過去の決算状況や現在の財政制度等を参考に、将来の歳入・歳出について推計し、一般財源ベースで作成したものであり、個別の事業を積み上げて算出する単年度の予算とは、算出方法が異なるものです。

●歳入

(1) 地方税

平成29年度以前は、決算額としています。

平成30年度以降は、平成30年度収支見通しを基に、下記の要件を勘案し、推計しています。

- ① 市町村民税（個人）は、年度毎の推計人口の増減率を乗じ、見込んでいます。
- ② 市町村民税（法人）は、令和元年10月、交付税原資化の拡充に伴う税率改正において制限税率（8.4％）の適用を見込んでいます。
- ③ 固定資産税は、評価替えによる影響を見込んでいます。

(2) 地方交付税

平成29年度以前は、決算額としています。

平成30年度以降は、平成30年度収支見通しを基に、支所に要する経費を見込んでいます。

地方交付税総額に占める特別交付税の割合について、6％が維持されるものとして、推計しています。

(3) 臨時財政対策債

平成29年度以前は、決算額としています。

平成30年度以降は、制度が継続されるものとして見込んでいます。

(4) 地方譲与税

平成29年度以前は、決算額としています。

平成30年度以降は、平成30年度収支見通しを基に、推計しています。

令和元年度以降は、森林環境譲与税を見込んでいます。

(5) その他の収入

平成 29 年度以前は、決算額としています。

平成 30 年度以降は、平成 30 年度収支見通しを基に、推計しています。

(6) 歳計剰余金処分別

令和元年度以降は、財政計画の歳入歳出差引額としています。

●歳 出

(1) 人件費

平成 29 年度以前は、決算額としています。

平成 30 年度以降は、平成 30 年度収支見通しを基に、定員適正化計画による職員数の減少を見込んでいます。

令和 2 年度以降は、会計年度任用制度移行による増額を見込んでいます。

(2) 扶助費

平成 29 年度以前は、決算額としています。

平成 30 年度以降は、平成 30 年度収支見通しを基に、推計しています。

令和 2 年度から 3 歳～5 歳児の保育料無償化による特定財源増による扶助費の減額を見込んでいます。

(3) 公債費

平成 29 年度以前は、決算額としています。

令和元年度以降は、繰上償還を実施しないとして見込んでいます。

合併特例債は、令和 6 年度までに限度額全額発行として見込んでいます。

(4) 投資的経費

平成 29 年度以前は、決算額としています。

平成 30 年度以降は、平成 30 年度収支見通しを基に、健全な財政運営を行うにあたって投資可能な普通建設事業費を見込んで推計しています。

(5) 維持補修費

平成 29 年度以前は、決算額としています。

平成 30 年度以降は、平成 30 年度収支見通しを基に、消費税の税率を令和元年 10 月以降 10% で見込み、推計しています。

(6) 物件費

平成 29 年度以前は、決算額としています。

平成 30 年度以降は、平成 30 年度収支見通しを基に、消費税の税率を令和元年 10 月以降 10% で見込み、推計しています。

令和 2 年度以降は、会計年度任用制度移行による減額を見込んでいます。

(7) 補助費等

平成 29 年度以前は、決算額としています。

平成 30 年度以降は、平成 30 年度収支見通しを基に、また、上下水道事業への繰出金は各事業における収支計画を基に、推計しています。

(8) 積立金

平成 29 年度以前は、決算額としています。

平成 30 年度以降は、平成 30 年度収支見通しを基に、推計しています。

(9) 繰出金

平成 29 年度以前は、決算額としています。

平成 30 年度以降は、平成 30 年度収支見通しを基に、推計しています。

(10) その他

平成 29 年度以前は、決算額としています。

平成 30 年度以降は、平成 30 年度収支見通しを基に、推計しています。

○歳入

(単位:百万円)

区 分	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)
地方税	7,702	7,620	8,377	8,289	7,808	7,659	7,662	7,631	7,651	7,755	7,626	7,808	7,965
地方交付税	11,903	12,087	11,912	12,699	12,731	13,181	13,638	13,485	13,616	14,221	13,421	12,881	12,357
臨時財政対策債	1,205	1,084	983	920	1,420	2,159	1,521	1,502	1,497	1,447	1,300	1,020	1,022
地方譲与税	718	980	460	444	420	410	400	374	356	356	346	347	350
地方特例交付金													
交通安全対策特別交付金	255	196	70	117	143	158	138	41	33	12	32	41	43
税交付金	1,117	1,189	1,079	996	899	871	830	823	896	953	1,456	1,279	1,371
その他の収入	2,692	3,201	1,746	2,124	2,464	2,936	2,571	2,162	3,076	5,301	3,908	4,096	2,797
歳計剰余金処分額													
歳入合計	25,592	26,357	24,627	25,589	25,885	27,374	26,760	26,018	27,125	30,045	28,089	27,472	25,905

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
地方税	7,688	7,659	7,591	7,414	7,387	7,359	7,193
地方交付税	11,837	11,746	11,739	10,957	10,764	10,590	10,455
臨時財政対策債	989	989	989	989	989	989	989
地方譲与税	349	383	383	383	400	400	400
地方特例交付金							
交通安全対策特別交付金	39	39	39	39	39	39	39
税交付金	1,452	1,452	1,628	1,804	1,804	1,804	1,804
その他の収入	1,787	546	546	546	546	546	546
歳計剰余金処分額		735	523	841	436	148	151
歳入合計	24,141	23,549	23,438	22,973	22,365	21,875	21,577

○歳出

(単位:百万円)

区分	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (決算)	平成20年度 (決算)	平成21年度 (決算)	平成22年度 (決算)	平成23年度 (決算)	平成24年度 (決算)	平成25年度 (決算)	平成26年度 (決算)	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度 (決算)
人件費	5,753	5,461	5,344	5,387	5,204	4,853	4,974	4,777	4,617	4,784	4,589	4,535	4,620
扶助費	1,210	1,296	1,154	1,175	1,225	1,263	1,262	1,270	1,395	1,399	1,635	1,604	1,607
公債費	5,778	7,542	5,612	5,819	6,180	6,834	6,426	6,177	6,208	5,299	4,902	4,530	4,776
投資的経費	1,672	1,243	1,386	1,166	1,487	1,170	715	851	1,258	2,065	908	1,185	554
維持補修費	144	278	329	414	556	549	590	408	357	411	453	509	505
物件費	2,689	2,464	2,675	2,704	2,750	2,786	2,860	2,749	2,908	3,250	3,324	3,570	3,429
補助費等	1,807	1,873	1,970	2,021	2,076	1,964	2,009	1,925	2,212	2,264	4,536	4,388	4,120
積立金	2,067	844	748	682	41	1,592	1,492	1,018	1,100	768	692	1,429	948
繰出金	4,036	4,495	4,380	4,644	4,558	4,301	4,345	4,407	4,374	4,667	2,301	2,420	2,386
その他	0	0	12	9	0	0	0	288	407	513	542	702	831
歳出計	25,156	25,496	23,610	24,021	24,077	25,312	24,673	23,870	24,836	25,420	23,882	24,872	23,776

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費	4,494	4,363	4,821	4,831	4,758	4,738	4,683
扶助費	1,511	1,618	1,519	1,519	1,519	1,519	1,519
公債費	4,702	4,626	4,657	4,643	4,674	4,551	4,283
投資的経費	797	727	808	710	673	517	557
維持補修費	381	384	388	388	388	388	388
物件費	3,455	3,529	2,739	2,755	2,754	2,751	2,761
補助費等	4,273	4,020	4,007	3,849	3,786	3,714	3,636
積立金	775	712	607	767	566	422	424
繰出金	2,455	2,484	2,488	2,512	2,536	2,561	2,587
その他	563	563	563	563	563	563	563
歳出計	23,406	23,026	22,597	22,537	22,217	21,724	21,401

用 語 集

頁	用 語	用 語 説 明
3	スケールメリット	規模を大きくして得られる効果・利益。
3	生産年齢人口	15 歳から 64 歳までの年齢の人口のこと。
4	一部事務組合	構成団体やその執行機関の事務の一部を共同処理する組織。
4	広域連合	同一の事務を持ち寄って共同処理する一部事務組合に対して、広域連合は多角的な事務処理を通じて広域的な行政処理や国、県等からの権限委譲の受け皿ともなる組織。
9	グリーンツーリズム	農村部の自然や文化を生かし、日帰りのアウトドアレジャーや市民農園、宿泊滞在等様々な活動すること。
15	コーホート要因法	コーホート要因法とは、基準年次の男女別年齢別人口を基準とし、これに仮定された男女年齢別生残率、男女年齢別社会人口移動率、女子の年齢別出生率及び出生性比を適用して将来人口を求める方法。
16	最小二乗法（直線回帰）	最小二乗法とは、各年度におけるデータ（点）からの距離の和（二乗和）が最小になるような直線を定め推計値を求める方法で、過去の状況が将来的にも継続するということが前提となっている。
18	アメニティ	快適さ・喜ばしさ、の意。
20	U．J．I ターン	【U ターン】 地方出身者が出身地へ戻ること。 【J ターン】 地方出身者が出身地には戻らず、大都市と出身地の間の他の地域に移ること、または、出身地の近くの地域に移ること。 【I ターン】 大都市で生まれ育った者が地方へ移ること、または地方出身者が出身地以外の地域に移ること。
21	高次都市機能	日常生活を営む圏域をこえた広範な地域を対象とする質の高い都市的サービスを提供する機能。（商業、医療福祉、芸術文化、情報、研究開発、金融保険機能など）
23	ユニバーサルデザイン	すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」のこと。年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを越えて、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建物・施設、製品等のデザインをしようとする考え方。
23	N P O	【nonprofit organization】 政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人。非営利組織。非営利団体。市民活動法人。市民事業体。
23	コミュニティバス	路線バスと乗合タクシーの間を埋める小型バスで、バス不便地域を運行する新乗り合いバスの総称。
24	バリアフリー	高齢者や身体障害者の日常生活の障壁（バリア）となる物理的な建築物内の段差の解消のほか、意識上のもの、制度的なものをなくすこと。
24	リフォーム	増改築のことをいう。
25	ケアシステム	ここでは、医療、保健、福祉分野で連携を図りながら、住民一人ひとりに最も適するように福祉・保険・医療サービスを組み合わせて提供する仕組みのことを指している。
26	ライフスタイル	生活様式。ファッションでいえば、自分に合ったスタイルがライフスタイル。生きざま。

頁	用 語	用 語 説 明
30	光ファイバー	光ファイバーとは、通信手段として光を用いるために利用される太さ 0.1mm ほどのガラスでできた繊維のことを指し、一般的に使われる場合は、高速常時接続インターネットサービスのことを指す。通信ケーブルの中では最も高速な通信能力を持ち、これまでもその高速性からほとんどの大手通信業者の基幹回線として利用されてきている。
30	I T	【information technology】 情報技術。情報通信技術からその応用利用場面まで広く使用され、コンピューターやインターネットの進化と広がり、工学的技術から企業経営、人文・社会科学、コミュニケーションまでその応用範囲を広げている技術・手法を総称するという。
35	コミュニティビジネス	地域の人々が、地域に眠っている資源（労働力、原材料、技術力など）を活用して行う小規模ビジネスで、利益の追求に加え地域課題の解決を目指すもの。実施主体は、民間非営利活動団体（NPO）、企業組合、農業法人のほか、有限会社、株式会社など。分野は、介護サービス、子育て支援など。
35	SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）	小さな事務所や自宅においてインターネット等の活用によるビジネスを展開している事業形態を指す。
35	インキュベート	独自の創造性に富んだ技術、経営ノウハウ等を持つ研究開発型中小企業（ベンチャー・ビジネス）に対し、自治体などが中心となって研究施設・機器、資金などの援助を行い、新たな産業創出の場と機会を与えること。
35	ベンチャー企業	専門性が高く革新力に富んだ知識集約型の小企業のこと。
37	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことを指す。すなわち、男女の人権が等しく尊重され、社会参加意欲にあふれた女性が自らの選択によって生き生きと活躍でき、男性も家庭や地域で人間らしい生き方を楽しめる、お互いが支えあい、利益も責任も分かちあえる、いわば、女性と男性のイコール・パートナーシップで築き上げるバランスのとれた社会像。
37	行政評価	住民ニーズに対応した行政サービスの向上を実現するため、「行政の行っている様々な仕事は、その費用に見合うだけの効果（成果）を出しているのか」、「無駄や重複になっている部分はないのか」などといった視点から行政の活動を見直し、行政の進め方を改善していく取り組みのこと。
38	オンライン	コンピューターの本体ないしはセンター・マシンに対して、遠隔地に設置されている端末機などが、通信回線によって結合されていること。
38	インターネット	複数のコンピューター・ネットワークを相互に接続して、全体として一つのネットワークとして機能するようにしたもの。

新市建設計画

平成 15 年 10 月 合併協議会確認

平成 15 年 11 月 初版第1刷 (柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会)

平成 26 年 10 月 変更(丹波市)

令和 元年 ●月 変更(丹波市)

発行 丹波市

〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1

Tel. 0795-82-1001 Fax. 0795-82-5448